

府中市附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第9条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が1年未満の附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 前条第1項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

(委員の定数)

第4条 第2条第1項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

(委員の任期)

第5条 第2条第1項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門調査員)

第6条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門

調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

(部会)

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進協議会委員	日額	11,000円
市民協働推進会議委員	日額	11,000円
市史編さん審議会委員	日額	11,000円
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員	日額	11,000円
障害者計画推進協議会委員	日額	11,000円
障害者等地域自立支援協議会委員	日額	8,000円
保健計画推進協議会委員	日額	11,000円
特別支援教育協議会委員	日額	11,000円

別表（第2条～第5条）

1 府中市長の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市男女共同参画推進協議会	(1) 府中市男女共同参画計画の推進に関する事項 (2) 府中市女性センターの事業計画及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	12人以内	2年
府中市市民協働推進会議	市民協働の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	11人以内	2年
府中市市史編さん審議会	市史の編さんに関する事項その他市長が必要と認める事項	10人以内	2年
府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	(1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項 (2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項 (3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項 (4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	16人以内	3年
府中市障害者計画推進協議会	(1) 府中市障害者計画の推進に関する事項 (2) 府中市障害福祉計画の推進に関する事項	18人以内	3年

	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項		
府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	18人以内	2年
府中市保健計画推進協議会	府中市保健計画の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	1年

2 府中市教育委員会の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市特別支援教育協議会	(1) 府中市特別支援教育推進計画の推進に関する事項 (2) 特別支援学級の設置等に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	20人以内	1年

府中市市民協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 4人以内
- (3) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 1人
- (4) 府中市市民活動センターの利用の登録をしている団体の代表者 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進会議の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年1月24日から施行する。